

県内ICT企業競争力強化支援事業Q&A

《補助対象企業について》

Q1 所在地の要件は。

A1 本社が県内に所在することが要件となります。

Q2 業種の要件は。

A2 日本標準産業分類の大分類G情報通信業のうち、情報サービス業及びインターネット付随サービス業に属する事業を定款に記載していることが要件となります。
なお、上記事業が全社の売上高に占める割合の要件はありません。

Q3 個人事業者は補助対象となるか。

A3 個人事業者は本補助金の補助対象外となります。

Q4 国や地方公共団体が出資している事業者（第三セクター含む）は申請可能か。

A4 国や地方公共団体が出資している事業者は、公共性の高い事業等を行う目的で民間資金や民間能力等の活用を目指して設立されたものであり、本補助金の補助対象には馴染まないものと判断されるため、補助対象外とします。

Q5 年間売上高の規模の要件は。

A5 1期以上の決算期を迎え、かつ財務諸表の作成を完了し、直近決算期の年間売上高が5億円未満が要件となります。

《補助対象となる取組について》

Q6 どのような取組が対象か。

A6 自ら策定した事業計画に基づき、2年後に売上高の伸び率10%以上（直近期の売上高比）の達成に向けた取組が補助対象となります。

Q7 事業計画とは。

A7 所定の様式により、SWOT分析や取組内容、売上目標等を記載いただきます。

Q 8 売上高の伸び率10%以上を目標とした理由は。

A 8 令和3年経済センサスによると、前回調査（平成28年）と比較した情報関連産業の売上金額の推移比率は、全国で154%、東北平均で208%であるのに対し、秋田県は117%と東北で最下位となっており、県内ICT企業は旺盛なデジタル需要を取り込めていないことが課題となっています。

平成28年と令和3年の経済センサスより、県内ICT企業の売上高の1年間の推移比率は103.4%（単純平均）であると推計されるため、本補助金により、売上高の伸長を2倍近く加速すること目指し、2年間で売上高の伸び率10%以上を目標としました。

《補助対象経費について》

Q 9 補助対象経費は。

A 9 試作・開発費及び販路開拓費、人材確保・育成費等となります。詳細は補助対象経費の一覧表（実施要領別表1）を確認してください。

Q10 他の補助金との併用は可能か。

A10 同一の経費について、国及び県による、他の補助金や委託等による助成制度を活用することはできません。なお、市町村等による補助金や助成制度の活用については、所管する市町村等にご確認ください。

Q11 受託開発や保守業務に係る直接人件費は補助対象となるか。

A11 取引先に対価を請求できない、商品・サービス開発や技術開発に直接従事する雇用の研究・開発従事時間に対応する人件費が補助対象となります。

したがって、取引先への対価の請求を前提として実施される、受託開発に係る人件費は補助対象外となります。また、商品・サービス開発や技術開発に該当すると判断されない保守業務に係る人件費も補助対象外となります。

Q12 老朽化した機械設備の更新は補助対象となるか。

A12 機械設備等の単純更新は対象外となります。

Q13 車両は補助対象となるか。

A13 専ら補助対象となる取組に使用されるとは認められない、車両等の汎用性の高い設備は対象外となります。

Q14 建物の改修や増築は補助対象となるか。

A14 建物・施設・構築物の新築・増築・改修等は対象外となります。

《事業実施期間について》

Q15 事業実施の期間は。

A15 県が通知する補助金の交付決定日から令和7年2月末までで、期限までに事業実施だけではなく、補助対象経費の支払いまで完了する必要があります。

なお、すべての補助対象経費の支払が完了した日から15日以内に県に実績報告書類の提出を行う必要がありますので、期限以前に実績報告の提出が必要となる場合もあります。詳細は、補助金の交付が決まってからお知らせします。

Q16 事前着手は可能か。

A16 人材育成のための研修や採用活動等、交付決定日より前に開始する場合などは、令和6年4月1日以降であれば、交付決定よりも前に事業に着手することができます。事前着手をする場合は、交付申請書の提出時に、届出書（実施要領様式第5号事前着手のための届出書）の提出が必要です。

ただし、事前着手届の提出は、交付決定を約束するものではありません。事業実施主体の責任において事前着手することとし、交付決定にならなかった場合であっても、県は一切の責任及び負担を負わないこととします。また、交付決定額が申請額に達しない場合においても、県は一切の責任及び負担を負いません。

なお、この事前着手は、4月から開始する研修や採用活動が多いことから、補助対象者が本補助制度を活用しやすくするために認めるものです。

《補助金額について》

Q17 補助率と限度額は。

A17 補助率は1/2以内、下限額は10万円、限度額は200万円となります。

Q18 補助対象経費の合計が10万円の場合、申請可能か。

A18 補助金の下限額を10万円としていますので、補助対象経費の合計が20万円以上となる事業実施計画である必要があります。

なお、事業実施後、精算により補助対象経費が20万円を下回った場合は、補助対象となります。

Q19 直接人件費の補助金額の上限は。

A19 補助金額の上限は事業実施計画書に記載の補助金見込額を超えないものとします。

Q20 機器整備費と外注委託費の補助金額の上限は。

A20 機器整備費及び外注委託費の補助金額の上限は各年度の補助金額の1/2となります。

したがって、機器整備費及び外注委託費の合計額は、補助対象経費の合計額の1/2以内としてください。

《補助事業者の選定について》

Q21 どのように補助事業者を選定するのか。審査基準は。

A21 県が開催する非公開の審査会において、書類審査にて補助事業者を選定します。次の5つの審査項目及び配点により審査を行い、合計点が60点に達した申請者の中から、合計点が高い順に予算の範囲内で選定します。

現状分析の妥当性	30点
取組内容の妥当性	30点
売上高増加額の妥当性	20点
費用対効果の妥当性	10点
雇用創出の可能性	10点

Q22 審査結果の通知方法は。

A22 県より、全ての申請者に対して、審査会終了後速やかに、通知文書を送付して審査結果をお知らせします。

なお、通知文書に、審査会での意見や助言等を記載しますので、必要に応じて、事業実施計画の見直しをお願いする場合があります。

《事業計画の進捗確認及び目標達成状況確認について》

Q23 事業実施期間中の進捗確認は行われるか。

A23 9月末までの遂行状況を10月10日までに、所定の書類の提出をもって報告いただきます。詳細は、補助金の交付が決まってからお知らせします。

Q24 事業完了後、目標達成状況確認は行われるか。

A24 補助事業者には、補助金の交付を受けた年度の翌年度から2年間、決算期末から3ヶ月以内に、決算関係書類及び給与支払関係書類等の所定の書類の提出をも

って報告いただきます。詳細は、補助金の交付が決まってからお知らせします。

Q25 目標を達成できない場合は。

A25 補助事業者には、2年後の売上高伸び率10%以上達成を目指していただきますが、2年後の時点で未達であっても、県から補助金の返還を求めません。ただし、訪問や書類提出の依頼等により、県が未達の要因を確認させていただく場合があります。

《補助金の支払について》

Q26 補助金はいつ支払われるか

A26 実績報告書類を受付後、県が補助対象経費に関する経理書類(見積書、領収書、銀行振込明細のコピー等)を検査します。県の検査を終えてから約1ヵ月後に補助金が入金されます。

したがって、事業の実施に際しては、対象経費の全額を自社で調達する必要があります。